第１号様式

※この欄は記入しないでください。

管理型	安定型

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

年　　月　　日

（申請先）
横　浜　市　長

申請者（届出者）　住　　所
会 社 名
代表者名　　印
電　　話　　（　　）

南本牧第５ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとしたく、添付書類を提出のうえ、次のとおり申請します。

発　注　者 （発注担当局部課）		発注担当者 （　電　話　）	
発生場所の名称			

添付書類	□　住民票又は法人登記簿謄本の写し（公共事業の場合は不要）
	□　市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し（公共事業の場合は不要）
	直近の期の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し） □有 □無（該当する数字を○で囲む） 1　横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。 2　今年度、搬入番号【　　号】にて後納承認申請書を提出している。 3　申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

確認事項	□　過去１年以内に納期限を超過した支払いはありません。
	□　下記の注意事項について確認しました。

（注意）
1　後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限ります。
(1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
(2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が２トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
(3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が 20 トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
2　この申請書は、産業廃棄物搬入届出書とあわせて提出してください。
3　記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
4　処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
5　申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
(1) 既に届出された後納払いによる搬入をすべて停止します。
(2) 横浜市が指定した日から１年間、後納承認の申請ができません。
(3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。